

令和6年度 中山間地域等直接支払交付金の実施状況について

○制度の目的

荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保することを目的とする。

農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施してきており、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する。

神河町

集落協定名	協定参加者数	交付対象面積(㎡)		交付額(円)		単価区分	
		計	田 急傾斜	計	田 急傾斜	体制整備 単価	基礎単価
大畑	2	13,222	13,222	277,662	277,662	○	
越知	25	49,575	49,575	1,041,075	1,041,075	○	
岩屋	21	81,916	81,916	1,720,236	1,720,236	○	
杉	6	74,017	74,017	1,554,357	1,554,357	○	
大山	15	77,411	77,411	1,625,631	1,625,631	○	
猪篠	28	188,023	188,023	3,948,483	3,948,483	○	
大河	4	22,325	22,325	468,825	468,825	○	
南小田	13	49,311	49,311	828,424	828,424		○
上小田	12	34,188	34,188	574,358	574,358		○
赤田	25	93,504	93,504	1,963,584	1,963,584	○	
大川原	4	12,052	12,052	253,092	253,092	○	
合計	155	695,544	695,544	14,255,727	14,255,727	○	

○協定締結数

11協定